

## 18 憲法解釈の変更

(1) 一般に、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものである。

(2) したがって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、このような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではなく、その変更については十分慎重でなければならないものと考えている。

(国会答弁例)

[衆・予算委 昭50・2・7]  
吉国内閣法制局長官 答弁]

○吉国政府委員 法律の解釈は、客観的に一義的に正しく確定せらるべきものでありまして、行政がこれをみだりに変更することなどはあり得ないものでございます。

[参・予算委 昭53・4・3]  
真田内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（真田秀夫君）…

2 憲法をはじめ法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、それが法規範として持つ意味内容を論理的に追求し、確定することであるから、それぞれの解釈者にとって論理的に得られる正しい結論は当然一つしかなく、幾つかの結論の中からある政策に合致するものを選択して採用すればよいという性質のものでないことは明らかである。

[衆・国連平和特委 平2・10・24]  
工藤内閣法制局長官 答弁]

○工藤政府委員 解釈なるもの、これは憲法の解釈が一番重要だと思いますが、こういう手続でしなければならないというような手続をはっきり定めたものは当然ないと思います。

ただ、それでは常に恣意的に変えていいのか、こういうものでは絶対ないわけでございまして、法律の解釈というのは、やはり立案者の意図なり、それができますときの社会的な状況なり、あるいはその後の社会的な状況なりというものが全部そこで積み重なって出てきておりますので、その明確な手続があるかと言われば、それは明確な手続を定めたものはないけれども、しかし、そういうこと全体を考えた法的な整合性というふうなものをあくまでも考えた上での論理の話としてしなければならない、かように考えております。

[参・宗教特委 平7・11・27]  
大出内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（大出峻郎君）一般論として申し上げますというと、憲法をはじめ法令の解釈といいますのは、当該法令の規定の文言とか趣旨等に即して、立案者の意図なども考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると考えられるわけであります。

政府による憲法解釈についての見解は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものと承知をいたしており、最高法規である憲法の解釈は、政府がこうした考え方を離れて自由に変更することができるという性質のものではないというふうに考えておるところであります。

特に、国会等における論議の積み重ねを経て確立され定着しているような解釈については、政府がこれを基本的に変更することは困難であるということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平13・12・18 対島聰・衆)

○質問主意書

…国会で、内閣法制局の憲法解釈とは異なる立法措置がなされた場合の内閣法制局の権限のあり方について、以下質問する。

- 一 内閣法制局の従前の憲法解釈に敬意を表しつつも、法律の最終的な違憲性審査に関する権限は、具体的訴訟を前提とした最高裁判所に属するものとして、両院の独自の憲法解釈に基づく立法措置がなされた場合、一方で、「法律を誠実に執行」(憲法第73条第1号)する義務を負う内閣の付属機関たる内閣法制局は、自らが違憲の疑いを指摘してきた規定をどう解釈するのか。
- 二 内閣法制局設置法第3条は、法律の規定を実施するために、関係省庁が策定し内閣が制定する政令の事前審査を行う権限を定めている。内閣法制局の解釈を知りつつも、関係省庁が内閣法制局に対して、成立した議員立法の規定を実施するための政令案の審査を持ち込んだ場合、内閣法制局は、過去の自らの解釈に基づく審査をするのか、それとも、成立した法律の趣旨に基づく新たな基準に基づいて政令審査を行うことになるのか。
- 三 前述のいわゆるBタイプの「任務遂行」のための武器使用基準を定める規定が制定されれば、関係省庁がその法律を執行するための政令を発しようとする場合にも、新たな審査基準が採用されることになるのか。また、国会で、この法律の合憲性が質問されれば、内閣法制局は、どのような解釈に基づいて答弁することになるのか。

○答弁書

一から三までについて

御質問は仮定に係る問題であるが、憲法の規定の解釈に密接な関係のある内容を含む議員の提案に係る立法については、一般論として次のように考える。

すなわち、憲法の規定の解釈に密接な関係のある内容を含む法案であれば、成立に至るまでの国会の審議の過程で、当該法案の前提となる憲法の規定の解釈に関し、当該規定の文言、趣旨との整合性、当該規定の立案者の意図、立案の背景となつた社会情勢、さらには国会において積み重ねられてきた当該規定の解釈をめぐる議論との関係等について十分な議論が行われ、これらの点につき国民に十分説明された上で当該法律が成立することとなると考えられ、また、その過程で、議院内閣制の下、法律の執行に当たる政府の意見も十分に聴取されることが期待される。政府としては、国会が制定した法律について、政令の制定を含め、これを誠実に執行することは当然である。

(平16・6・18 対島聰・衆)

○質問主意書

政府の憲法の解釈変更について、以下質問する。

一 政府は、昭和60年、「内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭に於いて一礼する方式で参拝することは、憲法第20条第3項の規定に違反する疑いはない」との判断に至ったので、このような参拝は差し控える必要がないという結論を得たとして、「内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第20条第3項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをお否認できない」とする昭和55年11月17日の政府統一見解を変更し、参拝の目的や方式を限定して部分的に憲法の解釈・運用を変更した。

- (一) こうした憲法の解釈・運用の変更の事例としてどのようなものがあるかを問う。
- (二) それらの事例を踏まえ、憲法の解釈・運用の変更を必要とする事情としてどのようなものがあり、また当該変更はどの範囲で可能かを問う。

#### ○答弁書

##### 一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、(二)のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。

また、御指摘の事例についての政府の考え方をお示しすれば、次のとおりである。すなわち、政府は、一般に、国又はその機関の行為が憲法第20条第3項の禁ずる「宗教的活動」に当たるかどうかは、いわゆる津地鎮祭判決(昭和52年7月13日最高裁判所大法廷判決)において示されたいわゆる目的効果論の考え方によれば、当該行為の宗教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものか否かを社会通念に従って客観的に判断して決すべきものであるとの解釈を探っているところ、御指摘の内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することに関する問題では、前記のいわゆる目的効果論の考え方に基づき同項の規定との関係で問題がないかどうかを判断するために必要な社会通念を見定めるに至っていなかったことから、同項

の規定との関係で違憲とも合憲とも断定しないものの、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため、これを差し控えることとしていた。しかし、昭和60年に、当時の「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書等を参考として鋭意検討した結果、前記のような国務大臣の靖国神社へのいわゆる公式参拝のうち、専ら戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式により行われるような参拝については、社会通念に照らし同項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得たものである。このように、国務大臣の靖国神社へのいわゆる公式参拝については、前記のいわゆる目的効果論の考え方を踏まえ、これを具体的な事案に当てはめるに際し、その対象となる参拝の方式を特定し、これを前提とすれば社会通念に照らして憲法に違反することはないという結論を得るに至ったものであり、このことは、前記のいわゆる目的効果論の考え方の範囲内にとどまるものである。

その上で、御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを見挙げれば、憲法第66条第2項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であって、「國の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって國の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も國の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方によって、昭和40年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

(国会答弁例)

[参・外交防衛委 平20・10・28]  
中曾根外務大臣 答弁

○国務大臣（中曾根弘文君） 仮に、政府におきまして憲法解釈を便宜的に、また意図的に変更するようなことをするとすれば、今委員からお話をありましたけれども、政府の憲法解釈、ひいてはこの憲法規範そのものに対する国民の信頼を損なわれかねないと、そういうふうに考えております。

[参・内閣委 平21・11・19]  
平野内閣官房長官 答弁

○国務大臣（平野博文君） …一般的に、憲法を始めとするいろんな法令の解釈につ

いては、規定の文言を含めて積み重ねてきているところが基本全体の整合性を持っていると、こういうふうに思っておりまして、私ども政府といたしましては、憲法の解釈はこのような考え方に基づいてそれぞれの理論的な追求の結果として今日まで示されてきたと思っております。

したがって、このような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性格のものではなく、その変更には十分に慎重に対応しなければならないものと考えております。

(質問主意書・答弁書)

(平26・11・28 対小西洋之君・参)

二から四までについて

一般論として、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものである。

いずれにせよ、法令の解釈は、論理的になされるべきものであり、論理を離れて、「国政選挙の結果」によって左右されるというものではない。

また、御指摘の平成26年2月12日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁〔編注：「先ほど来、法制局長官の答弁を求めていますが、最高の責任者は私です。私が責任者であって、政府の答弁に対しても私が責任を持って、その上において、私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ。審判を受けるのは、法制局長官ではないんですよ。だからこそ、私は今こうやって答弁をしているわけあります。」〕は、行政府としての憲法解釈については、これに最終的に責任を負う内閣を代表して、内閣総理大臣が責任を持って答弁している旨を説明したものであり、「「時の総理大臣が恣意的かつ意図的な憲法解釈の変更を強行しても、後の国政選挙で正当化されうる」という立憲主義及び法の支配に反する見解」との御指摘は当たらない。

(平27・10・6 対小西洋之・参)

○質問主意書

政府における憲法解釈の変更に当たると安倍内閣が認識しているものについて網羅的に示されたい。

○答弁書

お尋ねの「政府における憲法解釈の変更に当たると安倍内閣が認識しているもの」を挙げれば、今般の憲法第9条の下でも例外的に「武力の行使」が許容される場合に関する見解のほか、憲法第66条第2項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。

## 18-A 憲法第66条第2項の「文民」の解釈

憲法第66条第2項の「文民」の解釈については、憲法制定当時から論議のあったところである。語義からいえば、「文民」とは「武人」に対する用語であり、本来は「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」と解すべきものであろうから、政府としては、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官は、その地位にある限り、ここにいう「文民」ではないという解釈を採っているが、併せて、憲法第66条第2項の趣旨は、要するに国政が武断政治に陥ることを防ぐところにあるとの見地から、「旧職業軍人の経歴を有する者であって、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」もまた「文民」には該当しないという解釈を探っている。

なお、元自衛官は、過去に自衛官であったとしても、現に国の武力組織たる自衛隊を離れ、自衛官の職務を行っていない以上、「文民」に当たる。

(国会答弁例)

[衆・予算委 昭40・5・31]  
佐藤内閣総理大臣・高辻内閣法制局長官 答弁

○高辻政府委員 文民の解釈は、…憲法制定当時から、政府のみならず学者の面におきましてもかなり問題になつたところでございます。…政府のほうはどういつておつたかと申しますと、…旧職業軍人の経歴を有する者であつて軍国主義的思想に深く染まっている者でない者、そういうようなふうに言つておりました。…憲法制定当時に実は國の中に武力組織というものがなかつたわけで、これを意義あるものとしてつかまえようとしますれば、どうしてもそういう解釈にならざるを得なかつた。…憲法制定当時からのそういう解釈の流れから申しまして、自衛官は文民なりという解釈にならざるを得なかつたのであります。…さてしかば、いまひるがえつて考えてみます場合に、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。」という趣旨は、やはり国政が武断政治におちいることのないようにという趣旨がその規定の根源に流れていることはもう申すまでもないと思います。したがつて、その後自衛隊というものができまして、これまた憲法上の制約はございますが、やはりそれもまた武力組織であるという以上は、やはり憲法の趣旨をより以上徹して、文民というものは武力組織の中に職業上の地位を占めておらない者というふうに解するほうが、これは憲法の趣旨に一そく適合するんじやないかという考えが当然出てまいります。

結論的に申しまして、…文民の解釈についての今までの考え方というものは、これは憲法が制定されました当時からの諸種の状況で了解されると思いますが、これにはいわがなかつたわけではないと思いますけれども、平和に徹すると総理がよくおつしやいますそういう精神は日本国憲法の精神そのものでございますが、そのことから考えました場合に、自衛官はやはり制服のままで國務大臣になるというのは、これは憲法の精神から言うと好ましくないんではないか。さらに徹して言えば、自衛官は文民にあらずと解すべきだというふうに考えるわけでございます。

○佐藤内閣総理大臣 私も、法制局長官のただいま答弁したとおりだと、かように考えております。

[編注] 従前は、自衛官は文民に当たるとの解釈をとっていたが、本答弁により、自衛官は文民に当たらないと解すべきであるとして、それまでの政府の見解を変更した

(解釈変更前の国会答弁例)

[衆・予算委 昭36・2・24]  
林法制局長官 答弁

○林（修）政府委員 憲法の文民という言葉の解釈につきましては、…いわゆる旧職業軍人であつて、しかも軍国的思想に深く染まつた者、そういうふうな解釈でやつてきております。政府の公定解釈としてはそういう考え方であります。…自衛隊は昔の軍隊とはもちろん違う。その任務から申しましても差があるわけでございます。また平和的、民主的なもので、旧軍国体制のものとも違う、そういう意味において自衛官はここでいう文民に当たるという解釈をして

おります。…

(政府統一見解)

(衆・予算委理事会提出 昭48・12・7)

憲法第66条第2項の文民とは、次に掲げる者以外の者をいう。

- 一 旧陸海軍の職業軍人の経歴を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染まっていいると考えられるもの
- 二 自衛官の職に在る者

[編注] 上記の統一見解とともに、次の資料が提出された。

○憲法第66条第2項の「文民」の解釈について

- 一 「文民」は、「武人」に対する用語であり、本来は、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」と解すべきで、自衛隊も、憲法で認められる範囲内にあるものとはいへ一つの国の武力組織である以上、自衛官は、その地位にある限り、「文民」ではない。

また憲法第66条第2項の趣旨は、国政が武断政治におちいることを防ぐところにあるから、「旧職業軍人の経歴を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」もまた、文民には該当しない。

- 二 学説には、「文民」を単に「旧職業軍人の経歴を有しない者」と解するものもあるが、旧職業軍人であったという事をもって一律に「文民」でないとすることは、憲法第66条の趣旨に照らして正しくないばかりでなく、法の下の平等を定めた憲法第14条の精神にも反するおそれがある。

- 三 元自衛官は、過去に自衛官であったとしても、現に国の武力組織たる自衛隊を離れ、自衛官の職務を行なっていない以上、「文民」に当たる。なお、旧職業軍人で軍国主義に深く染まっていると考えられる者が文民に当たらないこととの均衡上どうかという疑問も考えられるが、自衛隊は、旧陸海軍の組織と異なり、平和主義と民主主義を基調とする現憲法下における、国の独立と平和を守り、その安全を保つための組織であつて、これに勤務したからといって軍国主義的思想に染まることはあり得ず、両者を同視すべきではない。

(質問主意書・答弁書)

(平16・6・18 対島聰・衆)

…御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを受けければ、憲法第66条第2項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であつて、「国の武力組織に職業上の地位を有しないもの」を指すと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であつて国の武力組織には当たらず、そ

の隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方方に立って、昭和40年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

(国会答弁例)

〔参・本会議 平18・12・6  
宮崎内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） …憲法第66条の文民につきましては、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織であります以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、憲法の精神から見て好ましくないとの考え方方に立って、自衛官は文民に当たらないとの解釈が現在確立しているものと考えております。…

〔参・外交防衛委 平24・6・19  
近藤内閣法制局第一部長 答弁〕

○宇都隆史君 …例えば、制服自衛官のトップ、統合幕僚長までやられたような方が、退職した翌日に防衛大臣に任命される、これは法的に問題がありますか。

○政府参考人（近藤正春君） これまで憲法第66条第2項の文民の定義につきまして、政府としての解釈は、現職の自衛官はその地位にある限りこの文民ではないと、あと、あわせて、かつての旧職業軍人の経歴を有する方で、軍國主義的思想に深く染まっていると考えられる方も文民ではないという、こういう二つの文民でない方の例を御説明をして解釈を確定してきております。

それで、今お話しのように、元自衛官ということで、非常に極めて特殊な例をお話ございましたけれども、過去に自衛官であって現に国の武力組織たる自衛隊を離れておられるという方については、やはり自衛官の職務を行っていない以上、一応そこは文民という扱いに法律上はなるというふうに考えられます。

## 18-B 限定期的な集団的自衛権の行使

武力の行使の三要件を満たす限定期的な集団的自衛権の行使は、憲法第9条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和47年の政府見解の基本的な論理を維持した上で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、武力の行使の三要件の下、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものであり、同政府見解の結論の一部を変更したとはいえ、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれており、憲法第9条の合理的な解釈の範囲内であって、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行ういわゆる「解釈改憲」には当たらない。

※ 武力の行使の三要件については、3②(32頁) 参照

※ 昭和47年の政府見解との関係については、4-B①(161頁) 参照

(閣議決定)

〈國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について〉

(平26・7・1 閣議決定)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が國の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を探ることは当然であるが、それでもなお我が國の存立を全うし、國民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が國の存立を全うし、國民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府参考人 今般の閣議決定は、去る5月15日に安倍総理が示された基本的方向性に基づく与党協議の結果を受けて取りまとめられたものであり、昭和47年の政府見解を基礎とし、その基本論理を変えないということで、これまでの憲法第9条をめぐる議論との整合性を十分考慮したものであって、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではなく、解釈の変更として可能な範囲内のものであるというふうに理解しております。

○山田（宏）委員 今回、解釈を変更したという、その事由に当たるというふうに判断した、これまで答弁されてきたように、従前の解釈を変更することが至当であるという結論に法制局が達した根拠をお伝えください。

○横畠政府参考人 もとより、この考え方につきましては、今後さらに国会における御議論を経て評価されることになると存じますが、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたが、昭和47年の政府見解で示された基本論理の枠内におさまって

いる、すなわち整合性が保たれている、そういう意味で、解釈によって可能なものであるというふうに考えております。

[参・予算委 平26・7・15]  
横畠内閣法制局長官答弁 対西田委員]

○政府参考人（横畠裕介君） 今般の閣議決定は、憲法第9条の下でも一定の例外的な場合に自衛のための武力の行使が許されるという昭和47年の政府見解の基本論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる極限的な場合は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当たるとしたものであり、これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであると考えております。

したがいまして、今般の閣議決定は、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらないものでございます。

[参・予算委 平26・7・15]  
横畠内閣法制局長官 答弁]

○福山哲郎君 …今回の閣議決定は、日本政府は正式に憲法の解釈を変更したというのは、文民条項のとき一回きりだということになっています。これは、今回は二回目ですか。今回の憲法解釈の変更は二回目なのかどうか、お答えください。

○政府参考人（横畠裕介君） 法令の解釈と申しますのは、いわゆる当てはめの問題でございますけれども、その意味で変更があったのかということであるならば、一部変更したということでございます。

○福山哲郎君 一部変更って分かりません。憲法解釈として、今回は戦後二度目の憲法の解釈を変更したという位置付けかどうかと聞いているんです。

○政府参考人（横畠裕介君） そのような位置付けであることは否定いたしません。

[衆・平安特委 平27・7・8]  
横畠内閣法制局長官答弁 対足立委員]

○横畠政府特別補佐人 …一般論でございますけれども、憲法を初めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、または、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づきそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、そのような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更するというができるような性質のものではないと考えております。

仮に、政府において憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかね

ないと考えておるところでございます。この一般的な考え方は全く変わっておりません。

今回の新三要件につきましては、このような論理的な追求の結果としてお示ししているところでございます。

〔参・平安特委 平27・8・5  
横畠内閣法制局長官答弁 対寺田委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） …今回の一連の法案〔編注：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案〕は、憲法第9条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和47年の政府見解の基本的な論理を維持した上で、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、新三要件の下、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございまして、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれていると考えております。

したがいまして、憲法に適合するものであって、憲法第99条の憲法尊重擁護義務との関係でも問題はないものと考えております。